

地方独立行政法人法改正に伴う対応について

(概 要)

令和5年6月16日、第13次地方分権一括法により、地方独立行政法人法が改正された。

1 改正概要

(1) 改正内容

中期計画の記載事項のうち、以下①、②の目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標を追加した上で、毎事業年度に係る**年度計画及び年度評価を廃止する**。

①住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標

②業務運営の改善及び効率化に関する目標

(2) 経過措置

- ・新法施行後も、令和5年度の末日までに開始した中期目標期間においては、**年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い**、当該中期目標期間における中期計画への**指標の追加は不要**とする。
- ・ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする。
- ・また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とする。

2 廃止する評価

中期計画期間中の年度評価を廃止。

評価内容の種類	改正前	改正後
期末評価（最後の事業年度）	○必要	○必要
見込評価（最後の事業年度の前々年度）	○必要	○必要
年度評価（毎年度）	○必要	×不要

※評価を行った場合は、評価結果を公表し議会に報告しなければならない（法第78条の2第6項）

3 対応・スケジュール案

- ・年度計画・年度評価の廃止については、他大学、他県の動向を踏まえ、**令和7年度中に廃止・継続の判断をする**。

～R7.6	R7.7	R7.8	R7.12～R8.3
・他大学等の動向を踏まえ方針を検討	・第1回評価委員会 評価委員会に伺い →事務局案作成	・第2回評価委員会 法人を含めて議論 (中期計画の指標 設定方針)	(仮) ・第3回評価委員会 評価委員会の承認